



第89回定時株主総会 招集ご通知

開催情報

会 場

当社本店 8階会議室

東京都中央区日本橋箱崎町6番6号

日 時

2020年6月26日(金曜日)

午前10時(受付開始 午前9時)

決議事項

第1号議案： **剰余金処分の件**

第2号議案： **取締役**(監査等委員である取締役を除く。) **4名選任の件**

第3号議案： **監査等委員である取締役** **4名選任の件**

第4号議案： **補欠の監査等委員である取締役** **1名選任の件**

第5号議案： **取締役**(監査等委員である取締役を除く。) **に対する役員賞与支給の件**

株主総会来場自粛のお願い

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力、書面またはインターネットにより事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、**株主総会当日のご来場をお控えいただくよう強くお願い申し上げます。**

今後の状況変化により、株主総会の実施、運営に大きな変更が生じる場合には、当社ウェブサイト(https://www.max-ltd.co.jp/ir/kabunushi_soukai.html)にて、ご案内させていただきます。

本年から、株主総会ご出席株主様へのお土産のご提供を取りやめさせていただきます。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

目次

03 第89回定時株主総会招集ご通知

06 株主総会参考書類

第1号議案:剰余金処分の件

第2号議案:取締役(監査等委員である取締役を除く。)

4名選任の件

第3号議案:監査等委員である取締役

4名選任の件

第4号議案:補欠の監査等委員である取締役

1名選任の件

第5号議案:取締役(監査等委員である取締役を除く。)

に対する役員賞与支給の件

16 事業報告(添付書類)

33 連結計算書類・計算書類

37 監査報告

44 マックスレポート

代表取締役社長
黒沢 光照



株主のみなさまへ

マックスは、『人』が尊重され、『人』が成長することにより、会社も成長すると考えており、社是の実現に向けた経営基本姿勢として「いきいきと楽しく力を合わせ、皆揃って成長していく集団を目指す」と定めております。

役員・社員一人ひとりが社是を正しく理解・実践し、事業活動を通して社会課題の解決を図り、株主のみなさま、お客さまをはじめとするステークホルダーとともに、持続的な企業価値の向上を目指しております。

社 是

- 一、良い製品を責任をもって供給する
- 一、全従業員の生活の向上と
人材の養成に努める
- 一、社会に奉仕し、文化に貢献する
堅実な前進を期する

経営基本姿勢

いきいきと楽しく力を合わせ、
皆揃って成長していく集団を目指す

1. ガラス張りの経営に徹する
2. 全員参画の経営に徹する
3. 成果配分の経営に徹する

株主のみなさまへ

証券コード 6454
2020年6月8日

東京都中央区日本橋箱崎町6番6号

マックス株式会社

代表取締役社長 黒 沢 光 照

第89回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第89回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

近時、日本政府による緊急事態宣言など、新型コロナウイルス感染拡大防止のため政府等から外出自粛が強く要請されております。この要請を受け、本株主総会につきましては、適切な感染防止策を実施のうえ、開催させていただくことといたしました。

株主のみなさまにおかれましては、感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力、書面またはインターネットにより事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、**株主総会当日のご来場をお願いいただくよう強くお願い申し上げます。**

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

議決権行使についてのご案内

当日
ご欠席の場合

郵送（書面）にて議決権を行使いただく場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2020年6月25日（木曜日） 午後5時30分到着分まで



インターネットにて議決権を行使いただく場合

お手元のパソコン、スマートフォン、携帯電話から議決権行使専用ウェブサイト下記URLにアクセスしていただき、画面案内にしたがい、各議案の賛否をご入力ください。

》》 <https://www.web54.net>

行使期限

2020年6月25日（木曜日） 午後5時30分入力分まで

インターネットによる議決権行使の方法については5ページをご参照ください。

当日
ご出席の場合同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。
（ご捺印は不要です）

開催日時

2020年6月26日（金曜日） 午前10時

開催日時

2020年6月26日(金曜日) 午前10時
(受付開始時刻 午前9時から)

開催場所

東京都中央区日本橋箱崎町6番6号
当社本店 8階会議室

本年は、感染拡大防止のため、座席の間隔を拡げることから、ご用意できる席数が例年より大幅に減少いたします。そのため、当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございます。予めご了承のほど、よろしくお願い申し上げます。

目的事項

報告事項

1. 第89期(自2019年4月1日 至2020年3月31日) 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第89期(自2019年4月1日 至2020年3月31日) 計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案：剰余金処分の件
第2号議案：取締役(監査等委員である取締役を除く。)4名選任の件
第3号議案：監査等委員である取締役4名選任の件
第4号議案：補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
第5号議案：取締役(監査等委員である取締役を除く。)に対する役員賞与支給の件

以 上

- 本招集ご通知の内容については、早期に情報をご提供する観点から、本通知発送前に当社ウェブサイトにて開示しました。
- 本招集ご通知に際して提供すべき添付書類のうち、次に掲げる事項は、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトにて掲載しておりますので、本添付書類には記載していません。
 - ①業務の適正を確保するための体制及びその運用状況、②株式会社の支配に関する基本方針、③連結計算書類の連結株主資本等変動計算書及び連結注記表、④計算書類の株主資本等変動計算書及び個別注記表したがって、本添付書類は、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であり、また、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした事業報告、連結計算書類及び計算書類の一部であります。
- 株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトにて掲載させていただきます。

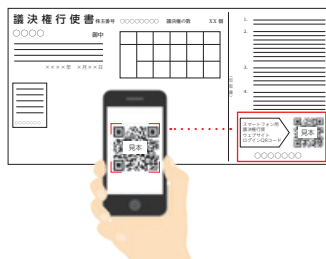
》 https://www.max-ltd.co.jp/ir/kabunushi_soukai.html

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

「次へ」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ移動できます。

重複して行使された議決権の取扱いについて

- (1) 書面とインターネットにより二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (2) インターネットにより議決権を複数回行使された場合は、最後に行われた行使を有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 午前9時～午後9時)

剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、次のとおりであります。
期末配当に関する事項

当社は、株主のみなさまに対する利益還元を経営の最重要政策のひとつとして位置づけ、事業の成長を図り、事業利益を追求することにより、業績に裏づけされた成果の配分を安定的に行うことを基本方針としております。
これに基づく配当方針を、連結決算を基準に「配当性向40%を下限とし、純資産配当率3.0%を目指します」と定めております。

当期におきましては、当社グループの売上高は前期比0.6%の減収、営業利益は前期比6.1%の増益、経常利益は前期比2.1%の増益、親会社株主に帰属する当期純利益は前期比8.8%の増益となりました。
当期の期末配当につきましては、配当方針及び財務状況などを鑑み、1株につき46円とさせていただきたいと存じます。

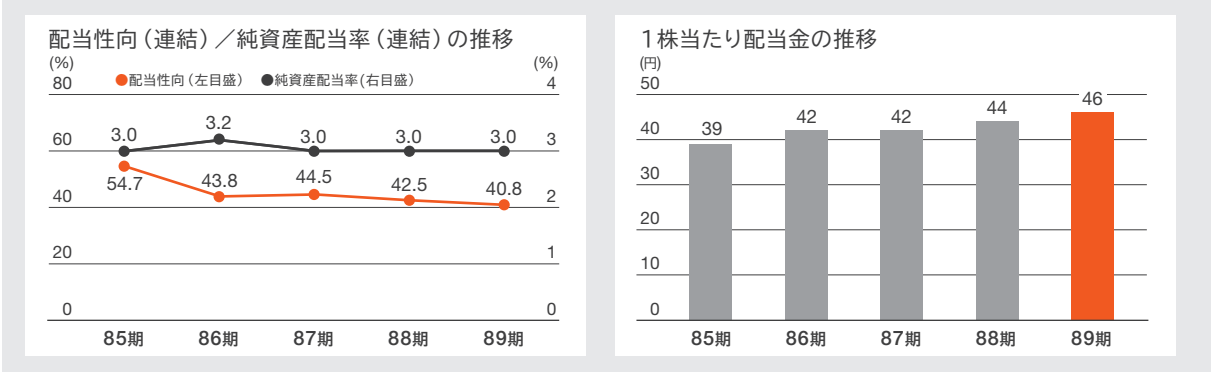
- 1

配当財産の種類……金銭
- 2

株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
……当社普通株式1株につき46円 総額2,249,729,498円
- 3

剰余金の配当が効力を生ずる日……2020年6月29日

ご参考



第2号
議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じであります。）3名の任期は、本総会終結の時をもって満了いたします。つきましては、経営体制の強化のため1名増員し、取締役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関し、監査等委員会として事前に検討いたしました但、特段反対すべき問題は見受けられません。

	氏名	現在の当社における地位 及び担当	取締役会 出席状況
1 再任	くろさわ みつてる 黒沢 光照	代表取締役社長	18/18回
2 再任	ひぐち こういち 樋口 浩一	専務取締役 上席執行役員生産本部長 兼システム統括担当	18/18回
3 新任	やまもと まさひと 山本 将仁	上席執行役員 営業本部インダストリアル機器セグメント担当 兼海外営業部長兼IP DIVISION部長 兼RB事業推進室担当	—
4 新任	おがわ たつし 小川 辰志	上席執行役員開発本部長 兼開発設計部長兼設計品質グループ部長	—

（注）各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

当社の企業統治体制について

当社は会社の機関設計として監査等委員会設置会社を採用しております。取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、より一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図る体制としております。

候補者番号

1

黒沢 光照
 (1955年2月1日生) 65歳

再任

取締役在任期間 8年 所有する当社の株式 23,000株

取締役候補者とした理由

黒沢 光照氏は、タイの生産子会社社長、環境・品質保証部長、開発本部長等様々な部門を経験し、2017年から代表取締役社長を務めており、当社グループの事業及び会社経営についての豊富な経験を有しています。この経験を活かし、引き続き取締役として当社グループの経営の執行と監督に十分な役割を果たすことができると判断し、取締役候補者いたしました。

候補者番号

2

ひぐち こういち
 樋口 浩一
 (1957年3月1日生) 63歳

再任

取締役在任期間 9年 所有する当社の株式 17,300株

取締役候補者とした理由

樋口 浩一氏は生産部門・情報システム部門に長く携わり、システム統括部長、生産本部室長などを経て、2013年から生産本部長を務めており、当社グループの事業及び会社経営についての豊富な経験を有しています。この経験を活かし、引き続き取締役として当社グループの経営の執行と監督に十分な役割を果たすことができると判断し、取締役候補者いたしました。

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1979年	4月	当社入社
2005年	7月	同生産本部Nプロ部長
2005年	9月	同生産本部付MAX (THAILAND) CO.,LTD.代表取締役社長
2008年	4月	同生産本部生産技術部長
2009年	10月	同生産本部玉村工場長
2010年	4月	同執行役員生産本部玉村工場長兼藤岡工場担当
2010年	11月	同執行役員品質保証部長
2011年	1月	同執行役員環境・品質保証部長
2012年	6月	同取締役執行役員環境・品質保証部長
2014年	4月	同取締役上席執行役員開発本部長
2015年	4月	同常務取締役上席執行役員開発本部長
2017年	4月	同代表取締役社長、現在に至る

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1980年	4月	当社入社
2001年	4月	同システム統括部長
2008年	4月	同生産本部生産本部室長兼システム統括担当
2009年	4月	同執行役員生産本部生産本部室長兼システム統括担当
2011年	4月	同執行役員生産本部副本部長兼システム統括担当
2011年	6月	同取締役執行役員生産副本部長兼システム統括担当
2012年	4月	同常務取締役上席執行役員生産副本部長兼システム統括担当
2013年	6月	同常務取締役上席執行役員生産本部長兼システム統括担当
2017年	4月	同専務取締役上席執行役員生産本部長兼システム統括担当、現在に至る

候補者番号

3

やまもと まさひと
山本 将仁
(1964年3月19日生) 56歳

新任

所有する当社の株式 7,300株

取締役候補者とした理由

山本 将仁氏は、生産技術部門を経て、米国販売子会社社長を経験するなど、技術及び海外マーケットに関する深い知見があり、2017年から海外営業部長を務めており、当社グループの事業及び会社経営についての豊富な経験を有しています。この経験を活かし、取締役として当社グループの経営の執行と監督に充分な役割を果たすことができると判断し、取締役候補者いたしました。

候補者番号

4

おがわ たつし
小川 辰志
(1964年9月9日生) 55歳

新任

所有する当社の株式 6,600株

取締役候補者とした理由

小川 辰志氏は、インダストリアル機器部門の開発設計業務を通じて技術的知見を深耕し、研究開発部長や開発本部開発設計部長などを経て、2017年から開発本部長を務めており、当社グループの事業及び会社経営についての豊富な経験を有しています。この経験を活かし、取締役として当社グループの経営の執行と監督に充分な役割を果たすことができると判断し、取締役候補者いたしました。

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1987年	4月	当社入社
2007年	4月	同営業本部海外営業部付MAX USA CORP.代表取締役社長
2014年	5月	同RB事業推進室長代理
2015年	10月	同海外営業部 IP DIVISION部長兼RB事業推進室長
2017年	4月	同執行役員営業本部海外営業部長兼IP DIVISION部長兼RB事業推進室担当
2018年	4月	同執行役員営業本部海外営業部長兼IP DIVISION部長兼RB事業推進室担当兼インダストリアル機器セグメント担当
2018年	10月	同上席執行役員営業本部インダストリアル機器セグメント担当兼海外営業部長兼IP DIVISION部長兼RB事業推進室担当、現在に至る

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1988年	4月	当社入社
2010年	10月	同開発本部第1設計グループ部長代理
2012年	10月	同開発本部開発設計部第1設計グループ部長
2013年	10月	同研究開発部長
2015年	4月	同執行役員開発本部開発設計部長兼設計品質グループ部長
2017年	4月	同執行役員開発本部長兼開発設計部長兼設計品質グループ部長
2019年	10月	同上席執行役員開発本部長兼開発設計部長兼設計品質グループ部長、現在に至る

監査等委員である取締役4名選任の件

監査等委員である取締役3名の任期は、本総会終結の時をもって満了いたします。つきましては、コーポレートガバナンスの充実を図るため1名増員し、監査等委員である取締役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

	氏名	現在の当社における地位 及び担当	取締役会 出席状況
1 再任	えび なおと 海老 尚登	取締役（監査等委員）	18/18回
2 再任 社外	ひら た みのる 平田 稔	社外取締役（監査等委員）	18/18回
3 再任 社外	か ん だ あ さ か 神田 安積	社外取締役（監査等委員）	17/18回
4 新任 社外	き う ち し ょ う じ 木内 昭二	補欠社外取締役（監査等委員）	—

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 平田 稔氏、神田 安積氏及び木内 昭二氏は、社外取締役候補者であります。
3. 監査等委員である取締役候補者との責任限定契約について
当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、当社に対する損害賠償責任を、法令に定める要件に該当する場合に、法令の定める最低責任限度額とする契約を締結できる旨を定款で定めており、監査等委員である取締役候補者の平田 稔氏及び神田 安積氏は、当社との間で、当該責任限定契約を締結しております。平田 稔氏及び神田 安積氏の再任が承認された場合は、当社との間で、当該定款の定めに基づき、上記責任限定契約を継続する予定であります。また、木内 昭二氏の選任が承認された場合は、当社との間で、同内容の責任限定契約を締結する予定であります。
4. 平田 稔氏及び神田 安積氏は当社の現任の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもってそれぞれ以下のとおりであります。
平田 稔氏 5年
神田 安積氏 2年
5. 当社は、平田 稔氏及び神田 安積氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。各氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。また、木内 昭二氏の選任が承認された場合には、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定する予定であります。なお、平田 稔氏、神田 安積氏及び木内 昭二氏は、当社の社外取締役の独立性に関する基準を満たしております。基準の詳細は、P14「社外取締役の独立性に関する基準」に記載しております。
6. 平田 稔氏は、過去に当社子会社 株式会社カフムラサイクルの社外監査役であったことがあります。

候補者番号

1

えび
海老なおと
尚登

(1957年7月21日生) 62歳

再 任

取締役在任期間 2年 所有する当社の株式 3,700株

監査等委員である取締役候補者とした理由

海老 尚登氏は、オフィスプロダクツ営業部門出身で当社支店長、執行役員オフィスプロダクツ営業部長等を経て2018年から当社取締役（監査等委員）を務めております。当社グループの事業内容及び諸制度全般についての豊富な知識・経験を有しており、引き続き当社の監査等委員である取締役として適任であると判断しております。

候補者番号

2

ひらた
平田みのる
稔

(1953年9月26日生) 66歳

再 任

社 外

取締役在任期間 5年 所有する当社の株式 0株

監査等委員である社外取締役候補者とした理由

平田 稔氏は、公認会計士として培われた知見や豊富な経験等を有しており、当社の経営に活かしていただけと考え、引き続き当社の監査等委員である社外取締役として適任であると判断しております。

なお、平田 稔氏は、社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、当社の監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1981年	4月	当社入社
2006年	7月	同営業本部オフィスプロダクツ営業部第1OP営業グループ部長代理
2009年	4月	同営業本部大阪支店長代理
2010年	10月	同営業本部販売統括部長代理
2011年	4月	同営業本部オフィスプロダクツ営業部第2営業グループ部長代理兼第3営業グループ部長代理
2011年	12月	同営業本部オフィスプロダクツ営業部第1営業グループ部長
2012年	4月	同執行役員営業本部第1オフィスプロダクツ営業部長
2012年	10月	同執行役員営業本部オフィスプロダクツ営業部長
2013年	4月	同営業本部販売統括副部長
2013年	10月	同人事部長
2018年	6月	同取締役（監査等委員）、現在に至る

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1977年	9月	本島公認会計士共同監査事務所入所
1982年	3月	公認会計士登録
1991年	7月	監査法人朝日新和会計社（現有限責任 あずさ監査法人）社員
2002年	6月	朝日監査法人（現有限責任 あずさ監査法人）代表社員
2011年	8月	公認会計士平田稔事務所開設、現在に至る
2012年	6月	株式会社カワムラサイクル社外監査役
2012年	6月	関東いすゞ自動車株式会社社外監査役、現在に至る
2015年	4月	株式会社カワムラサイクル社外監査役退任
2015年	6月	当社社外取締役 同特別委員会委員、現在に至る
2016年	6月	当社社外取締役（監査等委員）、現在に至る
2017年	6月	埼玉県信用農業協同組合連合会員外監事、現在に至る
（重要な兼職の状況）		
公認会計士平田稔事務所公認会計士		
関東いすゞ自動車株式会社社外監査役		
埼玉県信用農業協同組合連合会員外監事		

候補者番号
3

かんだ あさか
神田 安積

(1963年12月25日生) 56歳

再任

社外

取締役在任期間 2年 所有する当社の株式 0株

監査等委員である社外取締役候補者とした理由

神田 安積氏は、社外監査役、社外取締役（監査等委員）として会社経営に関与された経験があり、弁護士として専門的な見識を有していることから、引き続き当社の監査等委員である社外取締役に適任であると判断しております。

なお、神田 安積氏は、社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、当社の監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。

候補者番号
4

きうち しょうじ
木内 昭二

(1959年9月8日生) 60歳

新任

社外

所有する当社の株式 0株

監査等委員である社外取締役候補者とした理由

木内 昭二氏は、弁護士として専門的な見識を有しているだけでなく、家事調停委員、行政不服審査会委員などを歴任されており、これらの豊富な経験と幅広い見識から当社の監査等委員である社外取締役に適任であると判断しております。

なお、木内 昭二氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、当社の監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1993年	4月	弁護士登録（第二東京弁護士会） 銀座東法律事務所弁護士
1999年	4月	レックスウェル法律特許事務所パートナー弁護士
2002年	5月	西新橋総合法律事務所パートナー弁護士
2008年	6月	株式会社ウイン・インターナショナル社外監査役
2009年	12月	弁護士法人早稲田大学リーガル・クリニックパートナー 弁護士、現在に至る
2010年	4月	第二東京弁護士会副会長
2011年	6月	当社補欠社外監査役
2014年	4月	ウイン・パートナーズ株式会社社外監査役
2015年	3月	日本弁護士連合会事務次長
2015年	6月	ウイン・パートナーズ株式会社社外取締役（監査等委員）、現在に至る
2016年	6月	当社補欠社外取締役（監査等委員） 同特別委員会委員、現在に至る
2018年	6月	当社社外取締役（監査等委員）、現在に至る
2019年	4月	日本弁護士連合会常務理事

（重要な兼職の状況）
 弁護士法人早稲田大学リーガル・クリニックパートナー弁護士
 ウイン・パートナーズ株式会社社外取締役（監査等委員）

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1983年	4月	小平市役所入所
1985年	6月	小平市役所退所
1995年	4月	弁護士登録（第二東京弁護士会） 村山法律事務所弁護士
2001年	4月	小平市固定資産評価審査委員会委員
2004年	7月	津の守坂法律事務所開設、現在に至る
2006年	4月	東京家庭裁判所家事調停委員、現在に至る
2012年	4月	小平市情報公開審査委員会委員
2013年	4月	第二東京弁護士会副会長
2013年	5月	小平市顧問弁護士、現在に至る
2016年	4月	小平市行政不服審査会委員、現在に至る
2018年	6月	当社補欠社外取締役（監査等委員）、現在に至る 同特別委員会委員、現在に至る
2019年	4月	日本弁護士連合会常務理事

（重要な兼職の状況）
 津の守坂法律事務所弁護士

第4号
議案

補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

補欠の監査等委員である取締役木内昭二氏は、本総会において監査等委員である取締役に選任予定です。そこで改めて、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠く場合に備え、あらかじめ補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案における選任の効力は、就任前に限り監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議により、その選任を取り消すことができるものとさせていただきます。なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

かつらがわ しゅういち
桂川 修一
(1958年2月25日生) 62歳

新 任

社 外

所有する当社の株式 0株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1991年 10月 太田昭和監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）
入所

1995年 8月 公認会計士登録

2006年 7月 新日本監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）
パートナー

2012年 7月 新日本監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）
シニアパートナー、現在に至る

（重要な兼職の状況）
EY新日本有限責任監査法人シニアパートナー

補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由

桂川 修一氏は、公認会計士として専門的な知見及び複数の上場会社の会計監査を通じたコーポレートガバナンスに関する深い見識を有しており、これらの知見及び見識を当社の監査等に活かしていただけると判断しております。

なお、桂川 修一氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、当社の監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 桂川 修一氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 補欠の監査等委員である取締役候補者との責任限定契約について
当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、当社に対する損害賠償責任を、法令に定める要件に該当する場合に、法令の定める最低責任限度額とする契約を締結できる旨を定款で定めており、桂川 修一氏は、本議案において選任が承認され、その後に監査等委員である社外取締役に就任された場合には、当社との間で、当該定款の定めに基づき、上記責任限定契約を締結する予定であります。
4. 当社は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者 桂川 修一氏が監査等委員である社外取締役に就任された場合には、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定する予定であります。なお、桂川 修一氏は、当社の社外取締役の独立性に関する基準を満たしております。基準の詳細は、P14「社外取締役の独立性に関する基準」に記載しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する
役員賞与支給の件

当期における取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名に対し、当期の業績等を勘案して、役員賞与として総額44,459,850円を支給することとしたいと存じます。

なお、各取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する具体的金額、支給の時期などは、取締役会の決議に一任したいと存じます。

また、本議案に関し監査等委員会として事前に検討いたしました但、特段反対すべき問題は見受けられません。

社外取締役の独立性に関する基準

当社は、当社の社外取締役及び社外取締役候補者が、次の各項目の要件を全て満たすと判断される場合に、当該社外取締役及び社外取締役候補者が当社から独立性を有している者と判断する。

1. 現在又は就任前10年間に於いて、当社又は当社の子会社（以下「マックスグループ」という。）の業務執行取締役^{注1}又は使用人となったことがないこと。また、その就任前10年間のいずれかの時に於いてマックスグループの非業務執行取締役、監査役又は会計参与であったことがある者に於いては、それらの役職への就任前10年間に於いて、マックスグループの業務執行取締役又は使用人となったことがないこと。
2. 現在又は就任前10年間に於いて、当社大株主^{注2}若しくは大株主の親会社等若しくは子会社等、又はそれらが会社である場合における当該会社の取締役、執行役、監査役、会計参与又は使用人となったことがないこと。
3. 現在又は就任前10年間に於いて、マックスグループが大株主となっている者の取締役、執行役、監査役、会計参与又は使用人となったことがないこと。
4. 現在又は就任前3事業年度に於いて、マックスグループの主要な取引先^{注3}又はその親会社等若しくは重要な子会社^{注4}、又はそれらが会社である場合における当該会社の取締役、執行役、監査役、会計参与又は使用人となったことがないこと。
5. マックスグループから就任前3事業年度の平均で年間1,000万円を超える寄付又は助成を受けた団体（法人、組合等）に所属した者でないこと。
6. マックスグループから取締役、執行役、監査役若しくは会計参与を受け入れている会社又はその親会社等若しくは子会社、若しくはそれらが会社である場合における当該会社の取締役、執行役、監査役、会計参与又は重要な使用人^{注5}でないこと。
7. 現在又は就任前3年間に於いて、マックスグループの資金調達に於いて必要不可欠であり、代替性がない程度に依存している金融機関その他の大口債権者又はその親会社等若しくは重要な子会社、若しくはそれらが会社である場合における当該会社の取締役、執行役、監査役、会計参与又は使用人となったことがないこと。
8. 現在又は就任前3年間に於いて、マックスグループの会計監査人である公認会計士となったことがないこと。また、弁護士、公認会計士、税理士その他のコンサルタントであつて、マックスグループから取締役・監査役報酬以外に、就任前3年間の平均で年間1,000万円以上の報酬等を受領する者となったことがないこと。
9. 現在又は就任前3年間に於いて、法律事務所、監査法人、税理士法人、コンサルティング・ファーム等の団体（法人、組合等）であつて、マックスグループを主要な取引先とする団体に所属する者となったことがないこと。
10. 現在又は就任前3年間に於いて、マックスグループの会計監査人である監査法人に所属する者となったことがないこと。
11. 第1号から第10号までに該当する者の近親者^{注6}でないこと。ただし、第10号に該当する者の場合は、その者が、マックスグループの会計監査人である監査法人の社員若しくはパートナー又はマックスグループの会計監査人である監査法人の従業員であつて、マックスグループの監査業務を実際に担当（補助的な関与は除く。）したことがあるものである場合に於いては、

注1.「業務執行取締役」とは、会社法第363条第1項各号所掲の取締役及び当該会社の業務を執行したその他の取締役をいう。

注2.「大株主」とは、総議決権の10%以上の議決権を保有している者をいう。

注3.「主要な取引先」とは、マックスグループとの取引に於いて、支払額又は受領額が、マックスグループ又は取引先の連結売上高等の相当部分を占めている企業等をいう。

注4.「重要な子会社」とは、当該会社の最近事業年度に係る事業報告、又はその他の公表する資料に於いて、重要な子会社として記載されている子会社をいう。

注5.「重要な使用人」とは、部長以上の使用人をいう。

注6.「近親者」とは、配偶者、二親等以内の親族又は同居の親族をいう。

メ 毛 欄



(添付書類)
事業報告

1. 企業集団の現況に関する事項

1 事業の経過及びその成果

当期におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善により、継続して個人消費の持ち直しがみられましたが、新型コロナウイルスの感染拡大により期末にかけて急速に悪化しました。当社インダストリアル機器部門に関連する住宅市場は、金融機関の融資厳格化による賃貸住宅の着工減が影響し、国内新設住宅着工戸数は前年に対して減少しました。

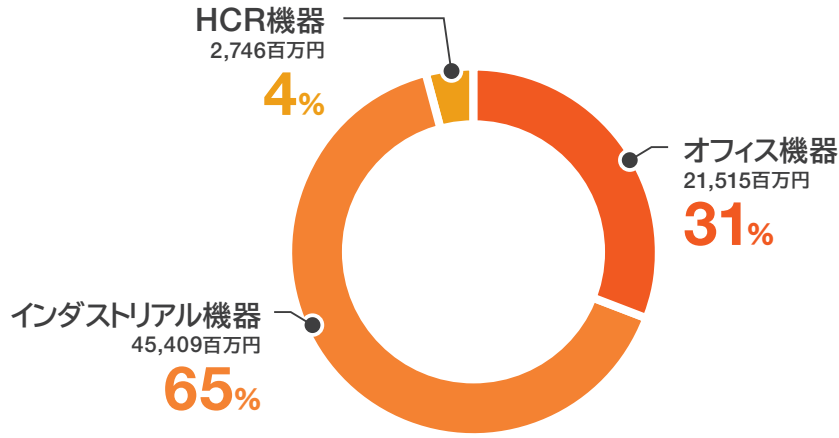
海外経済は、米国は雇用の増加による個人消費の高まりなど景気拡大が継続、欧州については、英国のEU離脱直前の不透明感などから景気は弱い回復となり、アジアでは中国での通商問題を巡る影響から緩やかな減速となっていました。新型コロナウイルスの感染が世界各国に拡大するなど、当社を取り巻く環境は厳しさを増しつつあります。

このような状況の下で、当期はインダストリアル機器部門が増収となったものの、オフィス機器部門が減収となりました。営業利益は、国内外の機工品事業における鉄筋結束機「ツインタイア」の拡販により、インダストリアル機器部門の収益性が向上したことや、HCR機器部門の赤字幅が縮小したことで、増益となりました。

売上高は696億7千1百万円（前期比0.6%の減収）、営業利益は75億8千6百万円（同6.1%の増益）となりました。経常利益は74億5百万円（同2.1%の増益）、親会社株主に帰属する当期純利益は55億1千万円（同8.8%の増益）となりました。



部門別売上高構成比



部門名		売上高	前期比増減率
オフィス機器	国内オフィス事業	8,179百万円	△1.5%
	海外オフィス事業	4,521	△12.0
	オートステープラ事業	8,813	△3.9
	部門計	21,515	△4.8
インダストリアル機器	国内機工品事業	20,127	△0.6
	海外機工品事業	14,380	7.7
	住環境機器事業	10,901	△2.4
	部門計	45,409	1.4
HCR機器	部門計	2,746	△0.1
合 計		69,671	△0.6

オフィス機器部門

主要な事業内容

ホッチキス、ホッチキス針、紙針ホッチキス、オートステープラ、プラスチックリング製本機、ナンバリング、パンチ、スタンプ台、朱肉、タイムレコーダ、タイムカード、チェックライタ、カッティングマシン、フリーカットラベルプリンタ、ラベルプリンタ、チューブマーカー、筆耕ソフト、筆耕マシン、平行定規などの製造・販売

国内オフィス事業

安全表示用途で製造工場への導入が進んでいる表示作成機「ビーポップ (Bepop)」や食品表示制度の改正に合わせ食品表示用ラベルプリンタの販売が増加したものの、文具関連製品やチューブマーカー「レタツイン」の販売が減少し、事業全体では減収となりました。

海外オフィス事業

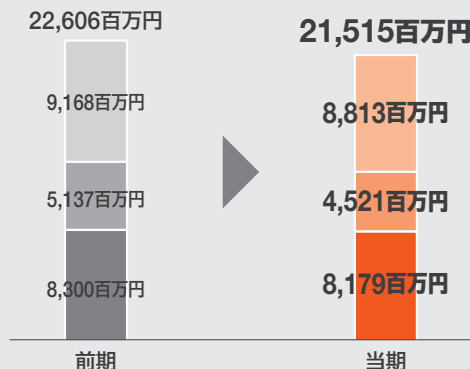
表示作成機「ビーポップ」の販売が英国子会社ライトハウス社の拡販により欧州市場で増加したものの、アジア市場において文具関連製品の販売が減少し、事業全体では減収となりました。

オートステープラ事業

新型コロナウイルスの影響により、複写機メーカーの生産が減少し、販売が減少しました。加えて、為替も円高に推移したことにより、減収となりました。

売上高

■ オートステープラ事業 ■ 海外オフィス事業 ■ 国内オフィス事業



TOPICS

感熱ラベルプリンタ LP-503S

2020年4月1日より「アレルギー表示に係るルールの改善」や「栄養成分表示の義務化」など新しい食品表示制度へ完全移行となりました。LP-503Sは、フルカラーの液晶タッチパネルを搭載し、本体のみで食品表示ラベルの作成が可能です。また、食品表示法への対応に役立つ「食品表示ラベルデータ作成サービス」や「食品表示ラベル診断サービス」も開始し、食品加工業者への導入が進んでいます。



インダストリアル機器部門

主要な事業内容

釘打機、ガンタツカ、ねじ打機、ステーブル、ネイル、ねじ、エアコンプレッサ、レーザ墨出器、鉄筋結束機、コンクリート用ピン打機、ガスネイラ、ハンマドリル、充電式インパクトドライバ、充電式丸のこ、充電式ピンネイラ、野菜結束機、誘引結束機、袋とじ機、充電式剪定はさみ、浴室暖房換気乾燥機、24時間換気システム、床暖房システム、ディスプレイシステム、住宅用火災警報器などの製造・販売

国内機工品事業

鉄筋結束機「ツインタイア」の市場への導入が進み、それに伴い消耗品の販売が伸長したことでコンクリート構造物向け工具の販売が増加したものの、木造建築物向け工具の販売が減少し、減収となりました。

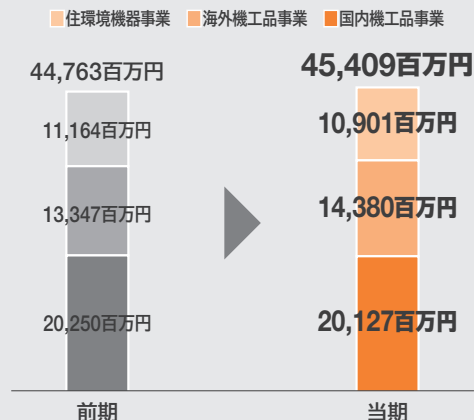
海外機工品事業

鉄筋結束機「ツインタイア」の導入が、既存の建築市場に加え土木市場へ広がることで、機械・消耗品ともに順調に推移し、増収となりました。

住環境機器事業

浴室暖房換気乾燥機「ドライファン」がストック市場において伸長しましたが、換気システムの販売が減少したことにより、事業全体では減収となりました。

売上高



TOPICS

充電式鉄筋結束機 TWINTIER（ツインタイア）

2017年11月に充電式鉄筋結束機「TWINTIER」を発売して以降、コンクリート構造物向け工具の販売は好調に推移しています。当期は、「TWINTIER」シリーズの大口徑モデル「RB-610T」を発売し、建築現場の柱や梁、新幹線や高速道路の下部工橋脚など太い鉄筋での使用が可能となりました。機工品事業の開拓市場である土木市場での導入を進め、更なる事業成長を目指します。



HCR (Home Care&Rehabilitation) 機器部門

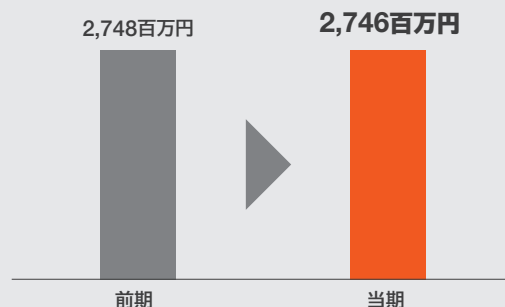
主要な事業内容

車いす、その他福祉用品の製造・販売

HCR機器事業

高単価車いすの販売は増加したものの、新製品の発売遅れや、新型コロナウイルスの影響による生産工場の操業減があり、売上高は前年水準となりました。

売上高



TOPICS

モダンシリーズ C-style

車いすのモダンシリーズは、使用者に合った機能を選択できるシリーズ展開とデザイン性の高さから当期販売を伸ばしました。最上位のC-styleは、基本性能である伸縮式駐車ブレーキの搭載や工具レスのフットサポートの高さ調整に加え、車いすの乗り降りに便利な跳ね上げ式アームサポートや開閉可能な脚部設計を採用し、施設から在宅まで幅広い場面でご利用いただける多機能な車いすです。

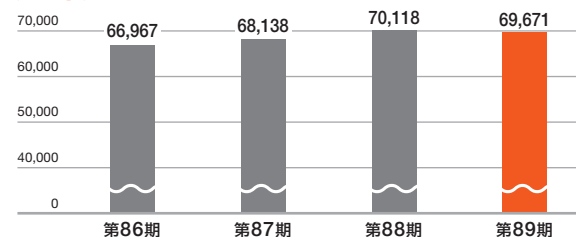


財産及び損益の状況

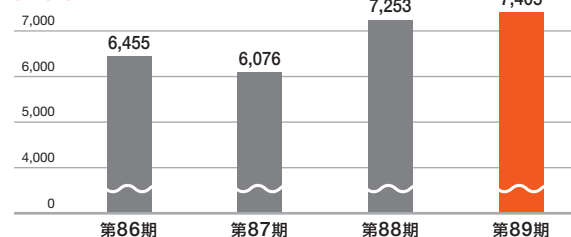
区分	期別	第86期 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)	第87期 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	第88期 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	第89期(当期) (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
売上高(百万円)		66,967	68,138	70,118	69,671
経常利益(百万円)		6,455	6,076	7,253	7,405
親会社株主に帰属する 当期純利益(百万円)		4,726	4,654	5,064	5,510
1株当たり当期純利益(円)		95.93	94.46	102.91	112.66
総資産(百万円)		93,000	96,133	98,174	99,378
純資産(百万円)		67,210	71,574	73,950	75,972

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式の総数に基づき算出しております。

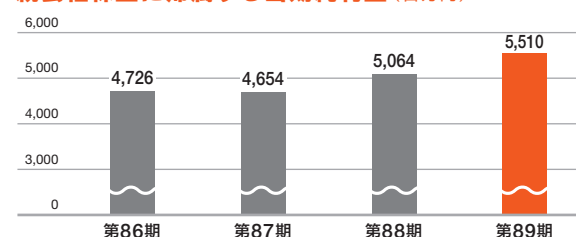
売上高(百万円)



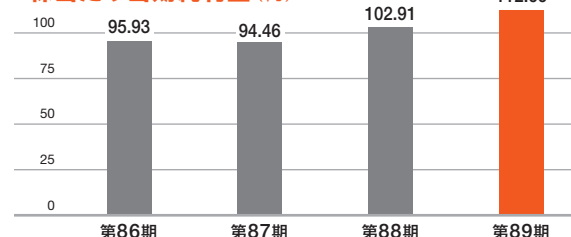
経常利益(百万円)



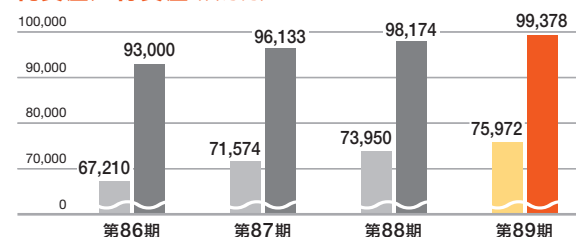
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)



1株当たり当期純利益(円)



純資産／総資産(百万円)

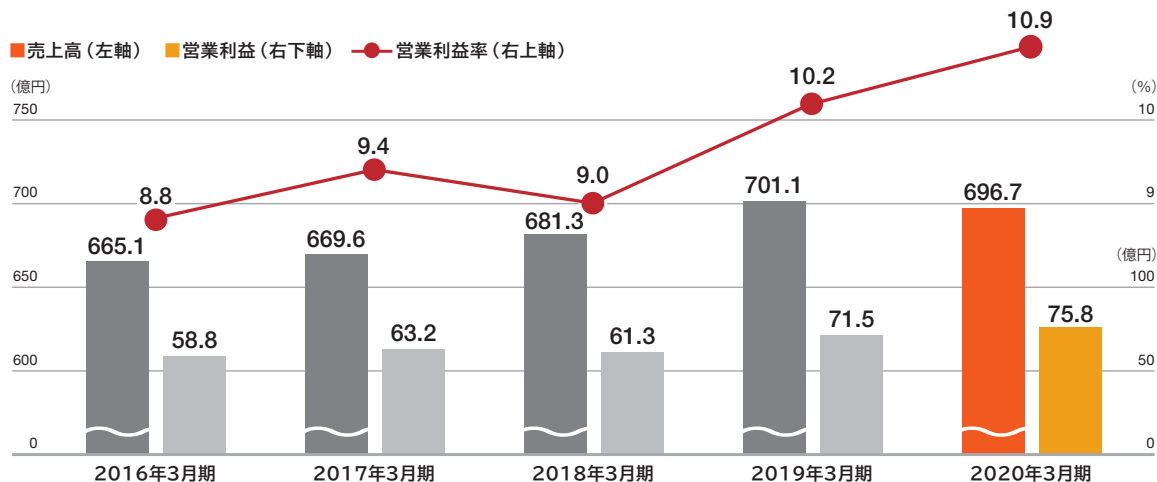


2 対処すべき課題

当期は、新型コロナウイルスの感染拡大等に伴い、期末にかけて経済環境が急速に悪化し、前期に比べ減収となり、売上高の伸びは縮小しました。一方、利益面ではインダストリアル機器部門の収益性向上や、HCR機器部門の赤字幅縮小が寄与し、増益となり、営業利益率は10%を超える水準を維持しました。これまで事業拡大と収益性の改善の両立に向けて取り組み、以下、グラフのとおり、着実に成果を上げてまいりました。

業績の推移

	2016年3月期	2017年3月期	2018年3月期	2019年3月期	当期 2020年3月期
売上高(億円)	665.1	669.6	681.3	701.1	696.7
営業利益(億円)	58.8	63.2	61.3	71.5	75.8
営業利益率(%)	8.8	9.4	9.0	10.2	10.9
親会社株主に帰属する当期純利益(億円)	35.1	47.2	46.5	50.6	55.1
自己資本当期純利益率(ROE)(%)	5.4	7.2	6.7	7.0	7.4



対処すべき課題及び具体的施策

今後の見通しにつきましては、新型コロナウイルスの感染拡大等の影響で、世界経済の混乱が続いている状況を踏まえると、当社グループの関連する市場を含め、先行きは不透明な状況が続くものと思われます。こうした事業環境下において、当社グループは、「マックスは、お客様が支持する存在であり続ける」という経営方針を掲げ、事業活動を通してこれを具現化することで「持続的な企業価値の向上」を図ってまいります。

当面の課題は、海外事業の拡大と国内ビジネスモデルの変革と認識し、以下に掲げる具体的施策に取り組めます。

1. 海外事業の拡大

鉄筋結束機、農業・園芸向け製品、高圧釘打機、表示作成機「ビーポップ」など当社の技術力を生かした製品を中心に、国内事業との相乗効果を発揮し、リソースを有効に活用して、海外事業を拡大してまいります。

2. 国内事業のビジネスモデルの変革

国内は、人口の減少、新設住宅着工戸数の減少、ペーパーレス化の進展など市場の縮小が想定されます。国内事業は、市場の変化に対応させ、ビジネスモデルを変革してまいります。

住環境機器事業では、浴室暖房換気乾燥機「ドライファン」を軸に、リフォーム・リプレイス・点検のBtoCストックビジネスを拡大します。

機工品事業では、新設住宅着工戸数の減少トレンドを想定し、既存建築大工市場に加え、型枠大工など、周辺市場を開拓することで純増売上を獲得します。

オフィス事業では、文具関連のフロービジネスの市場縮小を見込み、消耗品が付帯する「ビーポップ」、「食品表示用ラベルプリンタ」などを中心としたストックビジネスにシフトします。

3. 働き方と組織風土の改革

「健康で働きやすい企業」の実現を推進します。社員が能力を発揮するには、心身ともに健康であることが重要と捉え、「労働時間管理」と「個人の健康管理」を全組織で実施すると共に、多様な働き方に対応した人事制度の見直しやフレックスタイム、テレワークの活用など職場環境づくりを行います。

働きやすさの実現の推進により、生産性を向上させ、新たなことにチャレンジする気概を醸成したいと考えています。そして、失敗を恐れずチャレンジし、失敗から学ぶ組織風土を形成し、個人と組織を成長させ、当社を持続的に成長させてまいります。

株主のみなさまにおかれましては、引き続きご支援を賜りますようお願い申し上げます。

3 設備投資の状況

当期において実施いたしました設備投資の総額は28億5千3百万円であり、その主なものは新製品の金型及び設備の更新などであります。

4 主要な借入先

会社名	借入金残高(百万円)
株式会社みずほ銀行	800
株式会社群馬銀行	650

5 使用人の状況

	使用人数(名)	前期末比増減数(名)
国内	1,252	1
海外	1,343	16
合計	2,595	17

6 主要な営業所及び工場

(1) 当社

本店	東京都中央区日本橋箱崎町6番6号
営業所	札幌支店(札幌市)、仙台支店(仙台市)、東京支店(中央区)、名古屋支店(名古屋市)、大阪支店(大阪市)、広島支店(広島市)、福岡支店(福岡市)
開発・工場	開発本部(佐波郡)、玉村工場(佐波郡)、藤岡工場(藤岡市) ※以上群馬県

(2) 子会社

国内	マックス販売㈱(さいたま市)、マックス常磐㈱(北茨城市)、マックス高崎㈱(高崎市)、㈱カワムラサイクル(神戸市)、マックス物流倉庫㈱(佐波郡)、マックスエンジニアリングサービス㈱(高崎市)
海外	MAX USA CORP.(ニューヨーク)、MAX EUROPE B.V.(オランダ)、Lighthouse (UK) Limited(イギリス)、MAX ASIA PTE.LTD.(シンガポール)、美克司香港有限公司(香港)、適庫司(上海)商貿有限公司(上海)、MAX (THAILAND) CO.,LTD.(タイ)、MAX FASTENERS (M) SDN.BHD.(マレーシア)、美克司電子機械(深圳)有限公司(広東省)、美克司電子機械(蘇州)有限公司(江蘇省)、漳州立泰医療康復器材有限公司(福建省)

7 重要な親会社及び子会社の状況

(1) 親会社との関係

該当事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率(%)	主要な事業内容
MAX (THAILAND) CO.,LTD.	624百万タイバーツ	100.0	事務用、建築用機器の製造・販売
美克司香港有限公司	62百万香港ドル	100.0	事務用、建築用機器の販売
MAX FASTENERS (M) SDN.BHD.	8百万マレーシアリングット	86.3 (3.7)	事務用、建築用機器の製造・販売
マックス常磐株式会社	315百万円	100.0	釘の製造・販売
株式会社カワムラサイクル	300百万円	100.0	車いす、その他福祉用品の製造・販売

(注) 当社の出資比率欄の()内は、間接所有割合(外数)であります。

(3) 企業結合の経過

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

株式の状況

(1) 発行可能株式総数	145,983,000株
(2) 発行済株式の総数	49,141,426株
(3) 株主数	3,906名
(4) 単元株式数	100株

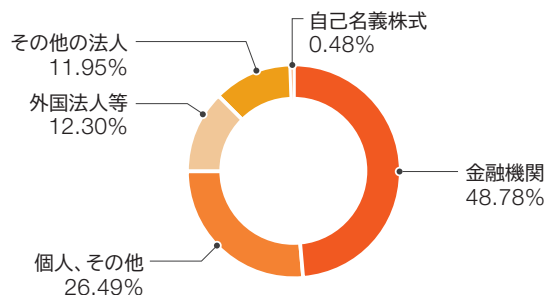
(5) 大株主

株主名	持株数(千株)	持株比率(%)
第一生命保険株式会社	4,284	8.76
日本生命保険相互会社	3,762	7.69
マックス共栄会第一持株会	3,699	7.56
マックス共栄会第二持株会	3,089	6.32
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	2,870	5.87
株式会社みずほ銀行	2,344	4.79
株式会社群馬銀行	2,114	4.32
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	2,085	4.26
明治安田生命保険相互会社	1,588	3.25
マックス従業員持株会	1,110	2.27

(注) 持株比率については自己株式234,263株を控除して算出しております。

株式分布状況

(所有者別株式数比率) (2020年3月31日時点)



3. 会社役員に関する事項

1 取締役の状況

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	黒 沢 光 照	
専務取締役 上席執行役員	樋 口 浩 一	生産本部長兼システム統括担当
常務取締役 上席執行役員	小 鯛 富 雄	営業本部長
取締役 常勤監査等委員	海 老 尚 登	
社外取締役 監査等委員	平 田 稔	公認会計士平田稔事務所公認会計士 関東いすゞ自動車株式会社社外監査役 埼玉県信用農業協同組合連合会員外監事
社外取締役 監査等委員	神 田 安 積	弁護士法人早稲田大学リーガル・クリニックパートナー弁護士 ウイン・パートナーズ株式会社社外取締役（監査等委員）

- (注) 1. 海老 尚登氏は、常勤の監査等委員であります。常勤の監査等委員を選定している理由は、監査等委員会の監査・監督機能を強化し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの情報収集及び重要な社内会議における情報共有並びに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を図るためであります。
2. 監査等委員である取締役 平田 稔、神田 安積の両氏は、東京証券取引所が指定を義務付ける独立役員であります。
3. 監査等委員である取締役 平田 稔氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

2 取締役の報酬等の額

区分	支給人員（名）	支給額（千円）
取締役 （監査等委員である取締役を除く。）	3	128,256
監査等委員である取締役 （うち社外取締役）	3 (2)	34,452 (16,917)
合計 （うち社外役員）	6 (2)	162,708 (16,917)

- (注) 1. 取締役に對する支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与等は含まれておりません。
2. 支給額には第89回定時株主総会において決議予定の役員賞与44,459千円（監査等委員である取締役を除く取締役3名）が含まれております。

3 社外役員に関する事項

(1) 監査等委員である取締役 平田 稔

①重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

兼職先である公認会計士平田稔事務所、関東いすゞ自動車株式会社及び埼玉県信用農業協同組合連合会は、当社と特別な関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

当期開催の取締役会18回のすべてに、また監査等委員会19回のすべてに出席し、主に公認会計士として培われた知見や豊富な経験等に基づく見地から適宜必要な発言を行っております。

③責任限定契約の内容の概要

当社との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償の限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。

④その他の事項

特定関係事業者との関係などの項目について、該当する事項はありません。

(2) 監査等委員である取締役 神田 安積

①重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

兼職先である弁護士法人早稲田大学リーガル・クリニック及びウイン・パートナーズ株式会社は、当社と特別な関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

当期開催の取締役会18回のうち17回に、また監査等委員会19回のうち18回に出席し、主に弁護士としての専門的見地から適宜必要な発言を行っております。

③責任限定契約の内容の概要

当社との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償の限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。

④その他の事項

特定関係事業者との関係などの項目について、該当する事項はありません。

4. 会計監査人の状況

1 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

2 責任限定契約の内容の概要

当社との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償の限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。

3 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	43百万円
② 当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	43百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。
2. 当社の海外連結子会社は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。
3. 監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

4 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合など、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は当該決定に基づき当該議案を株主総会の会議の目的とすることとします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められ、かつ改善の見込みがないと判断した場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任します。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及び解任理由を報告します。

5. 会社の体制及び方針

1 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況

「業務の適正を確保するための体制及びその運用状況」につきましては、法令及び当社定款第17条の規定に基づきインターネット上の当社ウェブサイト(https://www.max-ltd.co.jp/ir/kabunushi_soukai.html)の「第89回定時株主総会招集ご通知に際してのインターネット開示事項」に掲載しています。

2 株式会社の支配に関する基本方針

「株式会社の支配に関する基本方針」につきましては、法令及び当社定款第17条の規定に基づきインターネット上の当社ウェブサイト(https://www.max-ltd.co.jp/ir/kabunushi_soukai.html)の「第89回定時株主総会招集ご通知に際してのインターネット開示事項」に掲載しています。

連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位:百万円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	46,937	流動負債	11,563
現金及び預金	21,849	買掛金	3,136
受取手形及び売掛金	13,526	短期借入金	1,850
有価証券	2,805	リース債務	266
商品及び製品	6,091	未払金	1,859
仕掛品	858	未払法人税等	841
原材料	1,025	未払消費税等	341
その他	780	賞与引当金	1,730
貸倒引当金	△1	役員賞与引当金	44
固定資産	52,441	製品保証引当金	87
有形固定資産	19,649	その他	1,407
建物及び構築物	6,622	固定負債	11,842
機械装置及び運搬具	3,606	長期借入金	150
土地	7,165	リース債務	300
リース資産	567	繰延税金負債	45
建設仮勘定	585	再評価に係る繰延税金負債	474
その他	1,102	製品保証引当金	13
無形固定資産	316	退職給付に係る負債	10,661
その他	316	資産除去債務	30
投資その他の資産	32,474	その他	166
投資有価証券	27,319	負債合計	23,406
長期貸付金	220	純資産の部	
繰延税金資産	4,051	株主資本	77,456
その他	889	資本金	12,367
貸倒引当金	△5	資本剰余金	10,518
資産合計	99,378	利益剰余金	54,891
		自己株式	△320
		その他の包括利益累計額	△1,585
		その他有価証券評価差額金	361
		土地再評価差額金	△339
		為替換算調整勘定	△539
		退職給付に係る調整累計額	△1,066
		非支配株主持分	100
		純資産合計	75,972
		負債・純資産合計	99,378

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位:百万円)

科目	金額	
売上高		69,671
売上原価		40,544
売上総利益		29,127
販売費及び一般管理費		21,541
営業利益		7,586
営業外収益		
受取利息	76	
受取配当金	146	
受取賃貸料	15	
その他	97	335
営業外費用		
支払利息	39	
為替差損	412	
減価償却費	8	
その他	56	516
経常利益		7,405
特別利益		
投資有価証券売却益	315	
過年度関税還付額	217	
固定資産売却益	20	553
特別損失		
固定資産売却損	4	
固定資産廃棄損	212	
投資有価証券評価損	288	
減損損失	21	526
税金等調整前当期純利益		7,432
法人税、住民税及び事業税	2,009	
法人税等調整額	△88	1,920
当期純利益		5,511
非支配株主に帰属する当期純利益		1
親会社株主に帰属する当期純利益		5,510

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位:百万円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	37,851	流動負債	11,515
現金及び預金	14,270	買掛金	3,265
受取手形	1,409	短期借入金	2,094
売掛金	12,751	リース債務	171
有価証券	2,805	未払金	1,550
商品及び製品	4,393	未払法人税等	539
仕掛品	701	預り金	1,119
原材料	518	預り保証金	749
前払費用	258	賞与引当金	1,367
短期貸付金	308	役員賞与引当金	44
未収入金	329	製品保証引当金	87
その他	104	その他	524
貸倒引当金	△0	固定負債	9,391
固定資産	55,628	長期借入金	150
有形固定資産	14,504	リース債務	262
建物	4,658	再評価に係る繰延税金負債	474
構築物	192	退職給付引当金	8,398
機械及び装置	1,861	製品保証引当金	13
車両運搬具	12	その他	92
工具、器具及び備品	472	負債合計	20,906
土地	6,338	純資産の部	
リース資産	433	株主資本	72,567
建設仮勘定	535	資本金	12,367
無形固定資産	209	資本剰余金	10,518
投資その他の資産	40,914	資本準備金	10,517
投資有価証券	27,188	その他資本剰余金	0
関係会社株式	9,053	利益剰余金	50,001
長期貸付金	625	利益準備金	3,091
繰延税金資産	3,280	その他利益剰余金	46,909
賃貸不動産	237	土地圧縮積立金	131
敷金及び保証金	88	償却資産圧縮積立金	43
その他	446	別途積立金	33,770
貸倒引当金	△5	繰越利益剰余金	12,965
資産合計	93,479	自己株式	△320
		評価・換算差額等	5
		その他有価証券評価差額金	345
		土地再評価差額金	△339
		純資産合計	72,572
		負債・純資産合計	93,479

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位:百万円)

科目	金額	
売上高		61,115
売上原価		39,030
売上総利益		22,084
販売費及び一般管理費		17,498
営業利益		4,586
営業外収益		
受取利息及び配当金	964	
受取賃貸料	14	
その他	56	1,035
営業外費用		
支払利息	49	
為替差損	357	
その他	52	459
経常利益		5,161
特別利益		
投資有価証券売却益	315	315
特別損失		
固定資産廃棄損	195	
投資有価証券評価損	288	484
税引前当期純利益		4,992
法人税、住民税及び事業税	1,226	
法人税等調整額	△218	1,007
当期純利益		3,984

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人監査報告書

独立監査人の監査報告書

2020年5月20日

マックス株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
北関東事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	川 上 尚 志 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	筑 紫 徹 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、マックス株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、マックス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人監査報告書

独立監査人の監査報告書

2020年5月20日

マックス株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
北関東事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	川 上 尚 志 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	筑 紫 徹 印

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、マックス株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第89期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第89期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、監査等委員会を毎月定期的に開催し、取締役会の議題についての事前検討、各監査等委員の活動状況・活動結果の共有、意見交換等を行いました。
- ②事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号口の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。
- ④なお、三様監査の連携を図り監査の実効性及び効率性を高めるため、監査等委員、会計監査人、内部監査部門が出席する会合を開催し、監査状況について報告と情報交換を図ることにより監査環境の整備に努めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月21日

マックス株式会社監査等委員会

常勤監査等委員 海 老 尚 登 ㊞

監 査 等 委 員 平 田 稔 ㊞

監 査 等 委 員 神 田 安 積 ㊞

監査等委員平田稔及び神田安積は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

メ 毛 欄



MAX REPORT

2019年4月1日 ≫ 2020年3月31日

事業活動を通じた社会課題の解決

今回は当社の製品を活用した社会課題解決の事例についてご紹介します。

安全な職場づくり 表示作成機「Bepop」

工場の安全表示から、銘板・製品ラベル、工事看板など表示物やラベルを職場で簡単に作成できるプリンタです。また、写真、多言語で多様な表示物を作成できます。



安全表示・人づくりコンテストの開催

2018年よりBepopで作成した安全表示のコンテストを開催しています。安全表示を職場の皆で考え、工夫して作成する「職場自主活動」を通じ、製造現場で働く皆様の安全意識の向上（人づくり）につなげていただくことを目的にしております。

参加企業様からは「皆で議論して表示を考えることで今まで気付けなかったことに気づくことができ、より安全意識が高まった。」といった評価をいただいております。

さらに、コンテストで優秀賞を受賞した企業様による安全活動の発表会の開催により、各社の安全衛生担当者が交流する機会をつくり、安全活動の輪を広げる取組みも行っています。



安全活動の発表会の様子

緑十字展
安全表示・人づくり
コンテスト作品展示



労働環境の改善・技術革新

鉄筋結束機「TWINTIER」



結束作業の生産性を向上



当社は、1993年に世界初の充電式鉄筋結束機を発売し、鉄筋結束作業の生産性向上を図ってきました。

2017年に発売した「TWINTIER」は、1結束あたり0.7秒と従来の鉄筋結束機より、更に時間短縮につながります。その他、結束力を1.5倍に向上、結束後のワイヤの結び目の高さを半減するなど、使用可能な箇所が拡大しました。

働く人々の作業改善は海外でも評価

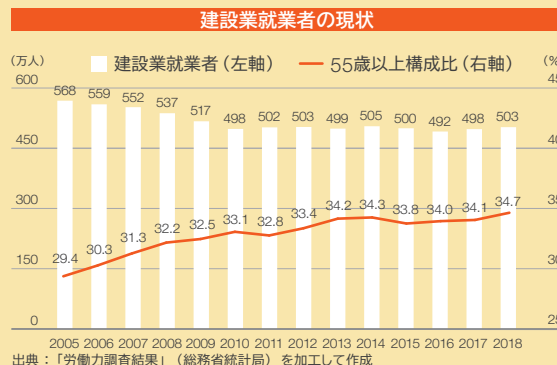


鉄筋結束機は、鉄筋工の悩みである腱鞘炎や腰痛などの発症を緩和するツールとしても評価されています。日本では国土交通省のNETIS（新技術情報システム）に登録されており、海外ではドイツやイギリスで「Health care & Safety」に有効な製品として補助金の対象になっています。

建設業就業者を取り巻く社会的な背景

鉄筋コンクリートの建造物では、鉄筋の結束作業が必要となります。従来、現場では手作業で行われ、熟練の作業者に多くの負担を強いるものでした。

日本の建設業就業者数は緩やかな減少傾向にあるうえ、55歳以上の占める割合も増加しており、今後も高齢化と人手不足の進行が想定されます。鉄筋結束機による作業は作業負担軽減だけでなく、熟練の技能が不要なため、新規作業者の確保にもつながります。



PRODUCTS NEWS

園芸用誘引結束機 「強保持力テープナー」

梨の棚付け誘引などで作業スピードが手結び比約3倍にアップ。
新テープ・ステーブルで、反発力の強い枝もしっかり留める
園芸用誘引結束機「強保持力テープナー HT-S45E」を発売しました。



商品の特長

これまで、梨やブドウの結果母枝誘引作業では、手結びが主流とされてきました。
「HT-S45E」は、新開発の専用テープと専用ステーブルにより、従来機に比べ約2.5倍の保持力を
実現しました。さらに、結果母枝誘引作業では手結び比約3倍の作業スピードアップとなり、農作業現
場で働く方の疲労軽減や大幅な省力化に貢献する商品です。

シリコンカバーホッチキス 「みずべのいきもの」

かわいい見た目と柔らかく優しい触り心地の
シリコンカバーホッチキス第1弾「みずべのいきもの」シリーズを
数量限定で発売しました。
文具女子の間で話題になり、多数のメディアで取り上げられました。



商品の特長

シリコンカバーホッチキス第1弾の「みずべのいきもの」シリーズは、ホッチキス本体の開いた部分
を口に見立てた「サメ」「ワニ」、書類をとじる際に針を押し出す部分を前歯に見立てた「ビーバー」
の3種類です。また、見た目がかわいいだけでなく、サラサラとした表面で柔らかいシリコン素材に
よって触り心地も追及したホッチキスです。

MAX NETWORK -世界で広がる信頼のブランド-



マックスのグループ会社は、国内・海外合わせて18社。
時代のニーズを捉えたマックスのビジネスを支えます。

① マックス販売株式会社

- 所在地: 埼玉県さいたま市 他全国5拠点
- 事業内容: オフィス機器、建設用工具の販売



⑦ 美克司電子機械(蘇州)有限公司

- 所在地: 中国江蘇省
- 事業内容: 浴室暖房換気乾燥機の生産



② マックス常磐株式会社

- 所在地: 茨城県北茨城市
- 事業内容: 各種コイルネール、ねじの生産



⑧ 美克司電子機械(深圳)有限公司

- 所在地: 中国広東省
- 事業内容: オートステープラ、電子事務機の生産



③ マックス高崎株式会社

- 所在地: 群馬県高崎市
- 事業内容: 浴室暖房換気乾燥機などの生産



⑨ MAX (THAILAND) CO., LTD.

- 所在地: タイ
- 事業内容: オフィス機器、建設用工具の生産



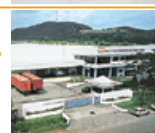
④ マックス物流倉庫株式会社

- 所在地: 群馬県佐波郡玉村町
- 事業内容: 当社商品の保管・輸送などの物流業務



⑩ MAX FASTENERS (M) SDN. BHD.

- 所在地: マレーシア
- 事業内容: ホッチキス、ホッチキス針の生産



⑤ マックスエンジニアリングサービス株式会社

- 所在地: 群馬県高崎市
- 事業内容: 当社商品のアフターサービス業務



⑪ MAX USA CORP.

- 所在地: アメリカ ニューヨーク州
- 事業内容: オフィス機器、建設用工具の販売



⑥ 株式会社カワムラサイクル

- 所在地: 兵庫県神戸市
- 事業内容: 車いす、その他福祉用品の生産・販売



⑫ MAX EUROPE B.V.

- 所在地: オランダ
- 事業内容: オフィス機器、建設用工具の販売



マックス「心のホッチキス・ストーリー」

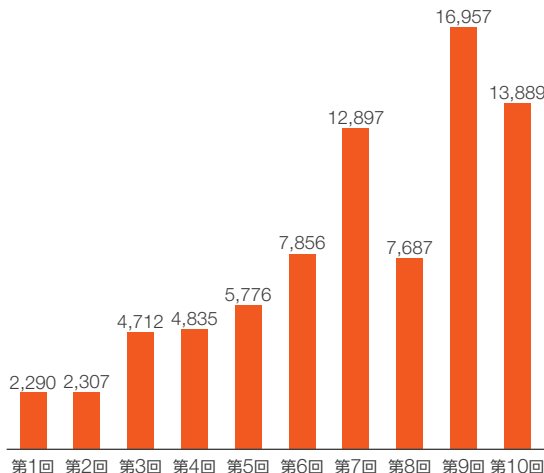
■ マックス「心のホッチキス・ストーリー」とは

“あなたが今、ホッチキスしたいこと”をテーマに、日々の生活の中にある「今の幸せ」「家族の絆」「友だちとの思い出」など、いつまでも心にとどめておきたい思いや出来事などを募集する企画です。2010年に企画を開始して以来、累計応募数は79,206作品、4歳から93歳までの幅広い年代の方々から応募をいただけてきました。

また、学校単位での応募もあり、授業課題の一つとしてご活用いただいております。

担当教諭からも「生徒の心を見るきっかけになった」「テーマが大きいので、生徒が自由に取り組みやすい」など、企画に対して賛同の声をいただいております。

「心のホッチキス・ストーリー」応募数



■ 第10回記念冊子を制作

第10回を迎えた当期は、今までの受賞作品を全て掲載した記念冊子を制作し、全国の小中学校及び高等学校1,016校へ寄贈しました。

表紙・挿絵をイラストレーターの北村人さんに描いていただき、「心のホッチキス・ストーリー」の世界観を表現した、全体にあたたかい雰囲気をもたせた冊子を制作することができました。



© Jin KITAMURA



© Jin KITAMURA

受賞作品は当社WEBサイトをご覧ください。

https://wis.max-ltd.co.jp/event_op/index.html



利益配分に関する基本方針と配当について

利益配分に関する基本方針及び当期の配当

当社は、株主のみなさまに対する利益還元を経営の最重要政策のひとつとして位置づけ、事業の成長を図り、事業利益を追求することにより、業績に裏づけされた成果の配分を安定的に行うことを基本方針としております。

当社の配当方針は、連結決算を基準に「配当性向40%を下限とし、純資産配当率3.0%を目指す」と定めています。

当期の配当につきましては、前期から2円増配の「1株当たり年間配当金46円」とする予定です。

株主メモ

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎年6月開催
基準日	定時株主総会・期末配当金 毎年3月31日 その他必要のある場合は、取締役会の決議により、あらかじめ公告いたします。
株主名簿管理人および 特別口座の口座管理機関	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
株主名簿管理人 事務取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
郵便物送付先	〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
電話照会先	0120-782-031
インターネット ホームページURL	https://www.smtb.jp/personal/agency/index.html
単元株式数	100株 当社ホームページに掲載いたします。 https://www.max-ltd.co.jp/
公告の方法	ただし、事故その他やむを得ない事由により、当社ホームページに掲載できない場合は、日本経済新聞に掲載いたします。
上場証券取引所	東京

株主総会会場ご案内図



東京都中央区日本橋箱崎町6番6号

当社本店 8階会議室

お問い合わせ先 03-3669-0312

2020年 6月26日 (金曜日)
午前10時 (受付開始 午前9時)



■地下鉄 (日比谷線、東西線) 茅場町駅下車4b出口 徒歩約5分

■地下鉄 (半蔵門線) 水天宮前駅下車2出口 徒歩約5分



駐車場のご用意はございませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますよう、お願い申し上げます。

本年から、株主総会ご出席株主様へのお土産のご提供を取りやめさせていただきます。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。



この印刷物は、植物油のインキを使って印刷しております。